

抽 選 参 加 心 得 書

第1条 抽選参加者は、この心得書及び浜名湖西岸土地区画整理組合保留地処

分規程を守らなければならない。

第2条 抽選参加者は、抽選参加申込書を提出し、抽選参加通知書の交付を受け

るものとする。

第3条 抽選参加申込書記入の文字は、所定欄になるべく詳細にもれなく書く

こと。

第4条 代理人により抽選参加する者は、委任状を組合に提出すること。

第5条 次の各号の1に該当する抽選申込みは、無効とする。

(1) 申込書に記名押印のなきもの

(2) 申込書の所定欄に必要事項の記入がなく内容が不明なもの

(3) 虚偽の事項が記入されているもの

(4) 同一区画に2通以上の申込みをしたもの

(5) この心得書及び本組合の保留地処分規程に違反し又は事業推進上不都合

と思われるもの

(6) その他理事長が理事会に諮り決定したもの

第6条 抽選は公告した場所で、公開で行い、結果はただちに発表する。

- 2 定められた時間までに来場しない場合及び欠席の場合は、抽選の権利を放棄したものとみなす。
- 3 抽選の場所に出席する者で秩序の維持に支障があると認められる者には退場を求めることがある。

第7条 抽選の方法はまず参加者の抽選順位を決め、監事立会いのもとに公開で抽選を行い、当選者及び次点者を定める。

- 2 次点者の効力は当選者が売買契約を締結したとき消滅する。

第8条 当選者は、当選確定後10日以内にその価額の100分の10以上に相当する契約保証金を納入し、売却決定の通知及び土地売買契約書の交付を受けるものとする。

第9条 売却決定の通知を受けた者（以下「買受人」という。）は、その通知を受けた日から7日以内に所定の土地売買契約書により契約をしなければならない。

第10条 当選者が7日以内に契約を締結しないときは、次点者に第8条及び第9条を適用するものとする。

第11条 買受人は売買契約を締結した日から30日以内に売買代金を納入するものとする。ただし、金融機関より融資を受ける者にあっては、その融資額に限って売買契約を締結した日から90日以内まで延長することができる。

また、特別の理由により理事の承諾を得たときは期限の延長をすることができる。

第12条 買受人は売買代金を完納し、譲受人から引き渡しを受けた後、その土地を使用し又は収益することができる。

第13条 売買した土地の所有権移転の登記は、換地処分に伴う登記が完了した後にする。

2 前項の登記に要する費用は、買受人が負担しなければならない。

第14条 次の各号の1に該当すると認める者（代理人も含む）は、この抽選又は今後の抽選に参加させない。

- (1) 他人の抽選参加を妨害し、その秩序を乱し退場を求められた者
- (2) この心得書及び本組合の保留地処分規程に基づく指示に従わない者
- (3) 買受人となり土地売買契約を締結しない者
- (4) 土地売買契約を忠実に履行しない者及びその契約の履行を妨害した者
- (5) その他抽選又は本組合の事業に不都合の行為があった者

第15条 この心得書各条に明記のない事項については、本組合の保留地処分規程に基づき理事長の定めるところによる。